

「学校事故対応に関する指針（改訂版）」の周知等について

文部科学省では、学校及び学校の設置者等の理解及び活用促進を図るため、学校安全に関する各種会議の他、以下の取組等により周知を図っていく予定である。

1 「学校の設置者」及び「学校」向け研修会

- ・「学校事故対応に関する指針」の理解促進を目的に実施
- ・参集又はオンライン等で実施
- ・期日未定

2 周知用資料等の作成

- ・学校向け、学校の設置者向けの周知用映像等作成
- ・学校安全ポータルサイトにおいて、項目別に活用できる形式にリニューアル

3 その他

- ・各教育委員会等が主催する研修機会での理解及び活用促進に係る周知
(管理職や安全担当向け研修にも、理解及び活用促進を図るための内容を組み入れてもらうことを文部科学省から周知)